

平成20年

第11回宮古島市議会(臨時会)会議録

=臨時会=

平成20年11月18日(火) 1日間

宮古島市議会

目 次

◎ 第 1 回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	3
○ 1 月 18 日（議事日程第 1 号）	5
○ 会期及び日程	6
会議録署名議員の指名について	8
会期を定めることについて	8
議案審議	8
動議	14

宮古島市告示第95号

地方自治法第101条第2項の規定により請求のあった、平成20年第11回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

平成20年11月11日

宮古島市長 伊志嶺 亮

1 期 日 平成20年11月18日（火）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

3 付議案件

- (1) 宮古島市議会会議規則の一部を改正する規則
- (2) 農業委員会委員の議会推薦について
- (3) 財産の取得の追認議決を求めるについて
- (4) 財産の取得について

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
発議 第 2 号	宮古島市議会会議規則の一部を改正する規則	議 会 運 営 委 員 会	平成20年 11月18日	平成20年 11月18日	原案可決
推薦 第 1 号	農業委員会委員の議会推薦について		"	"	推 薦
議案 第 96 号	財産の取得の追認議決を求めることについて	市 長	"	"	可 決
議案 第 97 号	財産の取得について	"	"	"	原案可決
	宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会報告書の提出と説明及び再発防止策について説明を求め、関連した質疑を行う動議	議 員	"	"	可 決

開会日（11月18日）に応招した議員

下 地	智 君	眞 榮 城	徳 彦 君
嘉 手 納	学 "	新 城	啓 世 "
友 利 惠	一 典 "	上 地	博 通 "
仲 間 明	典 榮 "	平 良	隆 "
池 間 健	榮 聰 "	亀 濱	玲 子 "
新 里	聰 介 "	上 里	樹 "
佐 久 本	洋 介 "	與 那 霸	タ ズ 子 "
砂 川 明	寛 樹 "	豊 見 山	恵 栄 "
棚 原 芳	樹 誠 "	富 永	元 順 "
前 川 尚	尚 誠 "	富 浜	浩 浩 "
與 那 嶺 誓	雄 誠 "	下 地	秀 一 "
山 里 雅	彦 豊 "	下 地	明 明 "
池 間 宮	豊 英	間 池	雅 昭 "
城 城	文		

平成20年

第11回宮古島市議会(臨時会)会議録

平成20年11月18日（火）

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

平成20年第11回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

平成20年11月18日（火）午前10時開会

日程第 1	会議録署名議員の指名について	
〃 第 2	会期を定めることについて	
〃 第 3	発議第 2 号 宮古島市議会会議規則の一部を改正する規則	（議会運営委員会提出）
〃 第 4	推薦第 1 号 農業委員会委員の議会推薦について	
〃 第 5	議案第 96 号 財産の取得の追認議決を求めることについて	（市長提出）
〃 第 6	〃 第 97 号 財産の取得について	（〃）

◎会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名について	
〃 第 2	会期を定めることについて	
〃 第 3	発議第 2 号 宮古島市議会会議規則の一部を改正する規則	（議会運営委員会提出）
〃 第 4	推薦第 1 号 農業委員会委員の議会推薦について	
〃 第 5	議案第 96 号 財産の取得の追認議決を求めることについて	（市長提出）
〃 第 6	〃 第 97 号 財産の取得について	（〃）
追加日程	宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会報告書の提出と説明及び再発防止策について説明を求め、関連した質疑を行う動議	
		（議員提出）

平成20年第11回宮古島市議会臨時会会期日程計画表（案）

平成20年11月18日（火）午前10時開会

月　日	曜	種　別	日　　程	摘　要
11月18日	火	本会議	会議録署名議員の指名について 会期を定めることについて 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	

会期=1日

平成20年第11回宮古島市議会臨時会会議録

平成20年11月18日

(開会=午前11時18分)

◎出席議員(27名)

(閉会=午後6時43分)

議長(22番)	下地智君	議員(13番)	宮城英文君
副議長(15番)	嘉手納学	" (14番)	眞榮城徳彦
議員(1番)	友利惠一	" (16番)	新城啓世
" (2番)	仲間明典	" (17番)	上地博通
" (3番)	池間健榮	" (18番)	平良隆
" (4番)	新里聰	" (19番)	亀濱玲子
		" (20番)	上里樹
" (6番)	佐久本洋介	" (21番)	與那霸夕ズ子
" (7番)	砂川明寛	" (23番)	豊見山恵栄
" (8番)	棚原芳樹	" (24番)	富永元順
" (9番)	前川尚誼	" (25番)	富浜浩
" (10番)	與那嶺誓雄	" (26番)	下地秀一
" (11番)	山里雅彦	" (27番)	下地明
" (12番)	池間豊	" (28番)	池間雅昭

◎欠席議員(0名)

◎説明員

市長	伊志嶺亮君	消防長	砂川享一君
副市長	下地学	総務課長	砂川下地信男
総務部長	宮川耕次	財政課長	石原智男
企画政策部長	久貝智子	企画調整課長	伊良部平師
企画政策部参事	宮國泰男	農村総合整備課長	仲里成幸
福祉保健部長	譜久村基嗣	消防本部総務課長	宮國勉
経済部長	上地廣敏	消防本部指令情報課長	川満秀海
建設部長兼 地域戦略局長	與那嶺大		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	喜屋武重三君	議事係	仲間清人君
次長	荷川取辰美	庶務係	仲間清人君
補佐兼議事係長	前里安男	長	友利毅彦

◎議長（下地 智君）

ただいまから平成20年第11回宮古島市議会臨時会を開会いたします。

（開会＝午前11時18分）

本日の出席議員は27名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりでございます。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（喜屋武重三君）

議長の命によりまして、諸般の報告書を朗読いたします。

平成20年11月4日に議会運営委員会が開催され、農業委員会委員の推薦について、宮古島市議会会議規則の一部を改正する規則の2件を付議事件として、臨時会を請求することについて協議した結果、議決を得ましたので、議長名により、同日付で臨時会の招集を伊志嶺亮宮古島市長に請求いたしました。その際、招集日については、平成20年11月18日を希望する旨、申し添えました。なお、臨時会が招集された場合の会期については、1日とするのが適当であると決しました。

平成20年11月9日に、関東宮古ふるさとまつりが東京都上野水上音楽堂で開催され、議長が参加いたしました。

次に、平成20年11月11日付で、伊志嶺亮宮古島市長より平成20年第11回宮古島議会臨時会招集告示の通知がありました。

11月13日付で、平成20年第11回宮古島議会臨時会に付議する議案が伊志嶺亮宮古島市長から送付されております。

これで諸般の報告を終わります。

◎議長（下地 智君）

この際、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において棚原芳樹君と池間健榮君の両名を指名いたします。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日11月18日の1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日11月18日の1日とすることに決しました。

次に、日程第3、発議第2号、宮古島市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎議会運営委員会委員長（豊見山恵栄君）

発議第2号、宮古島市議会会議規則の一部を改正する規則について。標記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成20年11月18日、宮古島市議会議長、下地智殿。議会運営委員会委員長、豊見山恵栄。

提案理由。議会における議案審査及び議会運営の充実を図るための全員協議会や各派代表者会議等、各種の会議等が開催されている実態を踏まえて、議会活動の範囲を明確にするための地方自治法の一部改正、平成20年6月18日公布、平成20年9月1日施行に伴い、本規則を改正する必要がある。

改正の内容としましては、第158条の協議または調整を行うための場の条項を新しく規定したいとの案であります。協議または調整を行うための場としましては、全員協議会、会派代表者会議の2会議を別表で定めております。これらの会議はこれまで任意で開催されていましたが、会議規則に規定することにより、正規の議会活動として位置づけられ、公務災害や費用弁償の対象となります。

ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。よろしくお願いします。

◎議長（下地 智君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより日程第3、発議第2号について質疑に入ります。

質疑があればこれを許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第2号は委員会提出であり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託はしないことになっております。したがいまして、直ちに処理いたしたいと思います。

これより発議第2号に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結いたします。

これより日程第3、発議第2号を採決いたします。

発議第2号は、これを可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は可決されました。

次に、日程第4、推薦第1号、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定による議会推薦の委員は、推薦第1号に示した砂川寛茂君、島尻幸夫君、砂川永太郎君、根間光太郎君の4名を推薦いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

次に、日程第5、議案第96号、財産の取得の追認議決を求めるについて及び日程第6、議案第97号、財産の取得についての2件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

平成20年第11回宮古島市議会臨時会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、議決議案2件であります。

それでは、ご説明いたします。

議案第96号、財産の取得の追認議決を求めるについて。平成19年10月25日及び同年12月10日に契約を締結した高規格救急自動車及び車両装備一式並びに高規格救急自動車用医療資機材一式の物品売買契約について、契約締結日にさかのぼって有効に成立させるため、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、本案を提出します。

議案第97号、財産の取得について。宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、本案を提出いたします。

以上、今回提出しました議案についてご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いします。

◎議長（下地 智君）

これで提案理由の説明は終わりました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は2時から再開いたします。

休憩いたします。

（休憩＝午前11時29分）

再開いたします。

（再開＝午後2時22分）

午前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5、議案第96号、議案第97号の質疑から入りたいと思います。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎平良 隆君

議案第96号についてお聞きをしたいと思います。

この追認議決については、先程会派室で担当、消防長初め、3名の方々が説明していたわけでございますけれども、これ説明によると、県に疑義照会してもらってから、さらに条例違反だということでそういうふうにしたというようなことなんんですけど、この事業というのは去年の9月、12月に執行されているんですね。1件ごとに追認議決するというのは、非常に私は皆さん方の怠慢によるこれはあれじゃないかなと思うんですけども、今回の追認議決、本当にそういう状況で、今ご説明した業務範囲内でこういうことになったのかどうか説明していただきたいなと思っています。

◎消防長（砂川享一君）

この事業は、平成19年度において、伊良部出張所に配備した高規格救急自動車と救急救命処置用医療資機材の分離発注についてですが、詳細につきましては、担当課長のほうをもって説明をさせます。

◎消防本部指令情報課長（川満秀海君）

議案第96号、財産の取得の追認議決を求めることについて、平良隆議員の質問にお答えいたします。

地方財務実務提要という書籍がありまして、その中に土地以外の不動産、または動産については、1件という要件がないことから、締結しようとする個々の契約ごとに当該契約金額がそれぞれの地方公共団体が定めた条例の規定に該当するかどうかということで、議会の議決の要否を判断すれば、それで足りるものと考えられます。

ただ、通常は1契約で済ますようなものについて、議会の議決を経なければならぬことを回避することを目的に複数の契約に分割することは脱法行為として許されないというふうな記述がございます。高機能救急自動車購入事業につきましては、消防防災等施設整備費補助事業事務必携の中で、高規格救急自動車及び高規格救急自動車用医療資機材に分離して発注するように表記されております。ですから、合法的に分離分割発注を行った結果、宮古島市の議会議決の要件にある契約金額が2,000万円を下回りましたので、当時としては議会の議決は必要ないというふうな判断をいたしまして、議会への提出は行いませんでした。

その後、高機能救急自動車購入事業の契約について、議会の議決が必要か必要でないか、沖縄県市町村課のほうに疑義照会したところ、議会運営実務提要の一部が送付されてまいりました。その資料の中に、議会の議決の対象になる財産の1件とは、契約単位とした1件ではなく、両財産を一体的なものとして購入しようとする場合には、合計額の議決が必要であるとの記述があります。地方財務実務提要と議会運営実務提要では異なった見解がなされておりますが、両方とも正しいというふうな判断のもとに、今議会に高規格救急自動車一式の追認議案を提出いたしました。

◎平良 隆君

今の大の方の説明によりますと、これは合法だと、過ちでもない、あれでもないと言ひながら、しかし何で、じゃ今追認議決、ここに出していますか。当然誤っているからこそ、追認してくださいとお願いしたわけでしょう。誤りでないと思ったら、出さなくていいんですよ、これは。そんなこと、おかしいですよ、これ。本当に誤りじゃないんですか、もう一度、じゃこれご回答願いたいと思います。

◎消防本部指令情報課長（川満秀海君）

誤りではないかというふうな質問であります、地方財務実務提要の中では……

（「僕が聞いているのはあなたの答弁が誤りでもない、
間違つてもいい何とかという答弁したでしょう、
今」の声あり）

◎消防本部指令情報課長（川満秀海君）

はい。

（「それ間違っているからこそ、追認議決しているわけ
でしょう」の声あり）

◎議長（下地 智君）

答弁を聞いてから、再度質問してください。どうぞ。

◎消防本部指令情報課長（川満秀海君）

地方財務実務提要によりますと、締結しようとする個々の契約ごとに、当該契約金額がそれぞれの地方公共団体が定めた条例の規定に該当するのかどうかということで議会の議決の要否を判断すれば、それで足りるものと考えられますというふうな記述がございます。その中で、高規格救急自動車及び車両装備一式と高規格救急自動車用医療資機材は、それぞれ一式契約2,000万円を超えておりませんので、議会の議決が必要ないというふうに判断をいたしまして、議会に提出は当時は行いませんでした。

（「いや、だから何で今、追認議決求めたの」の声あり）

◎消防本部指令情報課長（川満秀海君）

先程もご説明を申し上げましたけど、高機能救急自動車購入事業の契約につきまして、議会の議決が必要か必要じゃないのか、沖縄県市町村課のほうに疑義照会をした結果、議会運営実務提要の一部が送付されてまいりましたので、その資料の中に議会の議決の対象になる財産の1件とは、契約を単位とした1件ではなく、両財産を一体的なものとして購入しようとする場合には、合計額の議決が必要であるとの記述がありました。両方とも地方財務実務提要の中では議会の議決は必要ないと、また議会運営実務提要の中では必要であるというふうに異なった見解が出されております。その中で、両方とも正しいというふうに判断をした結果、議会の議決が必要であるというふうに判断をいたしました。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後2時32分）

再開いたします。

（再開＝午後2時38分）

◎平良 隆君

どうも消防の皆様の説明が非常に余りにもわからん点がたくさんございます。本来、追認議決というのは、大体前の議会で誤った、当然議会で本当は議決しなきやならないもの、これをわからなくて、これを受けなかった。しかし、後で議会の議決を受けなきやならないということに気づいたから、これは議会の追認議決を受けるのが普通なんです、それ。しかし、あなたの今の説明で、そうじゃないんです、その中は。議会の議決しなくてもいい、してもいいというふうな考え方で、ある意味手持ちで議会に提案している、そんなばかなことないと思いますよ。そんなことで、議会にこれを議案を提案してもいいですか、これは。これはおかしいんじゃないの、だれ聞いてもおかしいよ、これは。本来だったら、やはり追認議決というのは、自分が誤ったから、こういうことをして追認していただきたいということを謝って普通は議会の運営をするのが普通なんだけども、あなたのはそうじゃないよね。しなくていい、してもいいのを出してあるというようなあいまいなご答弁がなされております。私は、この追認議決というのは、本当はこれ今皆様方が契約したルール違反、地方財政法違反だからこそ、こういう僕は追認議決を指摘してきたと思うんですよ、県も。もう少しチェック、調べていただいて、これははっきりしていただきたいなと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

◎消防長（砂川享一君）

休憩中に申し上げましたとおり、この事業を執行するに当たり、地方財務実務提要からの判断で議会の議決は必要ないというふうなことで執行したんですけども、後になって議会運営実務提要、市町村からの資料の提供でもって判断した結果、議会の追認が必要だというふうなことでありましたので、本日の議会に提案をしている次第です。それから申しますと、前年度の判断については、少々の誤りを認めざるを得ないと考えております。

◎議長（下地 智君）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに処理いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第5、議案第96号に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結します。

これより議案第96号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（下地 智君）

挙手多数あります。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第6、議案第97号に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて討論を終結します。

これより議案第97号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（下地 智君）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

◎議長（下地 智君）

一時休憩いたします。

(休憩=午後2時43分)

再開いたします。

(再開=午後3時03分)

(「議長」の声あり)

◎前川尚誼君

宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会報告書の提出と説明及び再発防止策について説明を求め、関連した質疑を行う動議を提出いたします。

(「賛成」の声あり)

◎議長（下地 智君）

ただいま前川尚誼君から宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会報告書の提出と説明及び再発防止策について説明を求め、関連した質疑を行う動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。本動議を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより本動議を議題とし、市長から説明を求めます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

調査報告書については、後ほど提出いたしたいと思います。

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩=午後3時05分)

再開いたします。

(再開=午後3時15分)

◎副市長（下地 学君）

宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する再発防止策について、去った10月の8日にこの報告書は県に提出してありますが、休会中ということもあって、総務財政委員会には10月27日に提出しているんですが、議会の皆さんにご報告並びに提出が遅れたことをまず冒頭おわびいたします。

この中身については、県に報告した調査書の裏づけとして、どうすれば再発が防げるかという観点で調

査委員会としてはまとめましたので、1つにはこれまでの経緯と取りまとめの内容、調査委員会の設置状況等についてまとめてありますが、その内容といたしましては、まず1つには平成15年度の測量設計委託業務について、この問題点、そして原因、背景等踏まえて、再発防止策として2点ほど挙げてあります。それから、平成18年度ほ場整備及び畠地かんがい施設工事について、これも問題点の洗い出しと原因と背景、防止策、それから3つ目が執行体制における再発防止策として、組織体制について、さらにその組織の問題点等を洗い出し、再発防止策として幾つか取り上げております。この再発防止策のまとめとして、これまでの一連のほ場整備工事に係る不正行為に関し、その原因、背景について、まず1つには上司の事業進捗状況の把握不足、検査体制の甘さ、繰り越し手続の不備、職員の連携不足、法令遵守の認識不足、事業執行体制や事務引き継ぎ等の課題等が指摘されております。調査委員会としては、これらの指摘を真摯に受けとめ、それぞれの再発防止策を提示したところであります。今後は、市といたしましては再発防止策にいかに取り組んでいくかが重要な課題となっております。

大まかなことを申し上げましたけど、中身については、時間かけて検討していただきたいと思います。

◎議長（下地 智君）

これで説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。質疑はございませんか。

◎新里 聰君

それでは、再発防止策、それについての質疑と、それに関連した質疑を行いたいと思います。

まずですね、再発防止策のさつき報告書で示されているまとめとしての中に、これ決算委員会でも総務部長に対して質疑したところでありますけども、いわゆる公務員としての最も基本である法令を遵守するという自覚が職員に欠けていたことということがこの防止策の中にあるんですけども、去った10月15日の宮古毎日新聞を見ますと、支出負担行為について年度末で4月以降でも前年度のものが支出負担行為ができるというような見解が示されております。これ決算委員会でただしますと、原則はそうであるんだが、何か特例みたいな形ができるというような答弁されているんですけども、私が指摘したいのは、職員に対して法令遵守はしなさいと、法律のほうでこれまでにうたいながら、いわゆる宮古島市のかなめとなるところの法令遵守、指導監督すべき地位にある総務部長をして、なぜそういった間違った見解を示すのかということ、そして決算委員会でも結論が出てきませんでした。全国にそういう例があるんでしたら、示してくださいということをしたんですけども、その後何ともございませんから、まず1点目は、この点についてお伺いしたいと思います。

それと、今度は細かくなっていくんですが、例えば宮原地区の問題に関して、随契の3,800万円余の工事金が不正に受給されたということあります。これまで国に返還すること等だけが話されているように思いますけども、この工事金には補助額、そして一般財源等が含まれていると思いますから、この工事に係る費用について、補助金が幾らで、一般財源が幾らなのか、まずのことですね。

それから、いわゆる一般財源を含めたこと、こういったものが業者が負担する金額としてどの額を指して言っているのか、補助金だけのことに関して言っているのか、あるいは一般財源も含めてのことに関して言っているのか、そのことについてもお答えしていただきたいと。

それから、さきの定例会で業者に負担することの了解もとっているという話などもあったんですが、再度確認したいんですが、業者は不正に受給したことについて全額返還することを了解しているのかどうか、このことについてもお答えいただきたいと思います。

それから、上野の野原学道線については、不当利得という形で相手方が訴えたわけですけども、この工事が着手しないまま工事金を受領したということ、これすなわち当局の言う不当利得に該当するんじゃないかなと思うんですが、その訴えの提起とそういう行動が何ら示されていないということ、これについてはどういう考え方なのか、これについてもお答えいただきたい。

それから、さきの決算委員会の中で、これは9月定例会も含めてなんですが、業者が保障する部分について、パインガマの工事金を当てるという見解を市長、副市長のほうから答弁されていると思います。しかし、先程の決算委員会の中で、前経済部長に質疑などしていく中で、何かちょっとおかしな方向に行っているというのがありましたんで、このことについてもお伺いしたいと思いますが、つまり3,800万円余のうちの工事金の40%については、前渡金というんですか、で残り60%が残っているということですけども、その中からも業者が工事を完了するためには、やっぱり資材が必要だといって、その資材がうまく納品できるようにやったと。それを資材費を控除したものをするに差し押さえするというような説明があったというふうに思います。

そこで、お伺いしたいのは、市は工事金の全額を差し押さえするのか、工事金の全額を差し押さえするとしたときに、もう時の部長もかわっているわけでありますから、前の部長と現在の部長とそういうものについてどういう取り組みがなされているのか。いわゆる前部長の説明の中で、工事金の請求が出された段階で、資材を提供した業者の委任状を添えて提出をするというような話なども具体的にされているわけですから、そういう形で業者から委任状を受けて請求をして、市の会計課としては、もうそのまま業者のほうに資材なり支払っていくのかどうか、そういうことについても説明を求めたいと思います。

それから、今こういう形で緊急動議を出して質疑をしているということは、宮原地区の工事がされていない部分について、議員全員、早目にその工事を終えて、受益農家の皆さんに迷惑がかからないようなことを早目にやっていただきたいというのは、これは議会議員全員の考え方と思うんですけども、しかしそういう中で、じゃそれに係る財源をどういうふうな形で確保しているのか、つまり何ら財源の確保もなく、ただ12月議会に補正予算として当局が出す予定にしているのかどうか、一部の宮原地区の市民のために迷惑をかけているということで、それを一般財源を利用して補正に上げた場合、通常別の項目に使われるべき市の財源がそこに使われるわけですから、他の市民からすりや、これは全く理解のできない話でありますから、ですからその財源をどういっためどづけをしていくのか。12月議会において、これ補正として出してくるのかどうか。国に返還するものも一緒ですよね。財源の確保がないまま、議会に補正予算として出してきたとき、あるいは今言う未執行部分の事業について財源の確保もないまま、何ら示さないまま市政として出してくるということがあっては絶対にいけないと思うんですが、そういうことについて、どういう考え方を持っているのか、以上、説明を受けたいと思います。

◎総務部長（宮川耕次君）

今、再発防止策について、副市長から説明がありましたように、この件については、いろんな角度から頑張って、これを二度とこういうことが起きないような万全な対策を今庁内でも議論しているところであ

ります。

ご質問のありました、さきの総務財政委員会でもありましたけれども、この趣旨につきましては、その委員会でも説明しましたが、支出負担行為等に関する取り扱いにつきましては、国の規則がございまして、その規則に基づいて、宮古島市は財務規則の中で別表を定めております。そして、請負工事につきましては、その契約のあった年という形で位置づけております。つまり支出の会計所属年度というのが何を基軸にするかといった場合に、やはり契約のあった年度ということで、年度またがってややこしくなるケースも多々ありますが、そういった観点で、一応平成18年度区分に属するということで支出をしたいきさつがございます。

支出負担行為が仮に新年度をまたいでいたとした場合、これは確かに適正じゃありませんが、そういうった出納整理期間内でありまして、これは契約のある年度に遡及した形で支出をするということでありまして、そういう意味では有効であるという見解を示したつもりです。ただ、これが法令遵守の観点から見て、決して問題もはらんでいるということで、例えば財務規則ではやっぱり年度内にきちんと支出負担行為もやっていくと、それに基づいて、初めて支出も可能であるということで、規則に触れているという状況で、こういった点は内部できっちり指摘をして、お互いにこういうことがないようにしたいというふうな考えを持っております。

それから、もう一点ですが、宮原の今後の財源の財源保障とでもいいましょうか、これについてですが、これは経済部とも連携してやっていきますが、ただ今監査請求という形で職員のそいつたどの程度責任といいましょうか、損害賠償といいますか、そいつたものがどの程度あり、そしてどのぐらいの額になるかということで、10月31日付で一応市長から監査委員のほうにお願いして、要求といいますか、したところでありますので、そいつた推移も踏まえながら、この賠償の件については対応していきたいと、このように考えております。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

建設部長に就任いたしまして、前部長から引き継いだことも含めまして、9月の18日に担当のほうも同行していただいて、弁護士と協議をしております。どういった形で法的手続を踏みまして、どういった事務手続でパインガマの工事の整備にかかる工事金を宮古島市の債権として回収できるのかという住民の協議を行ってございます。

その中で、パインガマの工事の残金としては、現在行っているパインガマの工事を終了しないとなりませんので、その必要経費を差し引いた額を宮古島市の債権として相殺をしていこうという結果になってございます。財務規則の第90条に相殺という条項がございますので、その条項にのっとりまして、手続を行ってございます。金額につきましては、ちょっと現段階というよりは、今当該請負業者のほうには多方面から大分いろんな請求が来ているということが予測されますので、金額のほうはちょっと控えさせていただきたいと思います。

◎経済部長（上地廣敏君）

まず、随契の3,870万7,200円の件でありますけれども、これは国、県の補助事業であります。国のほうから75%、県が15%、あと10%が市の持ち出しということで、金額につきましては、国のほうが2,930万円、それから県が580万6,000円、それから市が387万円ということになります。

業者の返還金でありますけれども、当然予想していることは国、県の補助金は当然のこととして、市の負担分も当然返還をしていただくということになろうかと思います。

次に、未執行工事についての財源の確保はということであります、先程総務部長のほうからいろいろ監査のほうに損害賠償についての依頼などを出されているというお答えがありましたので、そのように理解をしていただきたいと思いますが、12月議会に提案するのかということですが、当然部としましては、宮原の受益農家の皆さんのが不自由な思いを一日も早く解消してあげたいというふうな気持ちであります。したがいまして、部としての予算要求は12月議会に向けて当然やるということで業務は進めております。これについては、まず委託をかけて議会の同意が得られれば、本年度で委託の業務を完了させて、新年度で工事に入るというふうな順序になるというふうに思っております。

それから、国、県への補助金の返還も含めて12月議会に提案するのかということですが、今国のほうで補助金の返還額の確定作業といいますか、詳細について精査をしているところであります。これが確定次第、12月議会に間に合えば、12月議会に議案として提案を予定をしているということであります。

(「委任状の件はどうなっているの」の声あり)

◎経済部長（上地廣敏君）

業者からの補助金受給についての返還金のことですが、9月16日付で確約書をとっておりまして、9月の26日では補助金の返還の通知書、これはあくまでも金額は今想定であります。そういう返還が市から求められた場合は、返還に応じるようにというふうな通知も出しております。

◎新里 聰君

総務部長の説明、やっぱり基準としてこうだということを示さないと、宮古島市として、総務部長において法律の解釈があいまいだとですね、他の部下職員というのは仕事するのに大変なんですよ。

それで、いわゆる4月以降における前年度の支出負担行為、できるんですか、できないんですか。これに原則も何も、そういうものがありますか。3月31日を過ぎて、新しい年度が始まる4月1日以降において、例えば継続した事業があったにしても、これさかのぼって遡及して、前年度として支出負担行為できるんですか、できないんですか。明快に答えてくださいよ。国の規則に基づき、財務規則が答申できていると、その財務規則にはどういうふうにうたわれてきているんですか。まず、予算の支出において、日本の財務会計において、年度が異なったもの、これは出納整理期間中に遡及して出せるということは、3月末日までに支出負担行為を終えているものについて、5月いっぱい、出納整理期間中に支出はできるわけでしょう。支出負担行為というそのもの、この行為というもの、要するに支出をするという行為が4月以降によって発生したもの、まだ3月31日において支出するという行為が行われていないものですよ。先にさかのぼって、これできるんですか。あやふやじゃなくて、明快に答えてくださいよ。こういったところから、職員の判断が狂ってくるというふうに思いますから、明快に答えてください。

3,800万円余の工事金については、一般財源も含めて当然全額の返還を予定しているということであります。私もそのとおりだと思いますが、ただ弁護士と協議をしながら必要経費を差し引いた額をやると、これまでの当局の9月定例会における市長の答弁は、今行われている工事を差し押さえして、それを充てるという話がありました、いつの間にか。そのことについては、市長は、じゃ了解をとってやっているんですか。私が思うのはですね、市長が答弁したもの、副市長が答弁したものは、部長以下の職員にゆだね

られているということがどうもこの組織のおかしいところだと思っているんですよ。

これ、まず今弁護士と協議しているということなんですが、市長に、これ市長のほうで答えてください。パインガマの工事金を差し押さえして充てるということでしたんですが、市長のそういう考え方を今部長以下の職員が、要するに弁護士と協議をして必要経費は差し引いているという答弁されているんですけども、これいわゆる議会の答弁とは相反する形ですね、市長の了解を得てそういう形でやろうということなんですか、そのことについてもお聞かせください。

それから、経済部長において、当然12月補正で予算要求したいということなんですが、これは担当部局としては当然のことだと思います。ただ、その判断はですね、やっぱり市長において判断されなければいけない問題だと思います。当然として、経済部においては、地元の受益者の不便性、いわゆるもう水が通っているべきものが通っていないという要望があるわけですから、予算要求して出すのはこれ当然のことです。ただし、それを議会に出すか否かについてはですね、これ市長が判断することです。そのときに、市長が判断をする、極めて重要な事項は、この財源の確保をどうするんだと、これを明快にしてじゃないとですね、これは議会に混乱を起こすだけですよ。

先程の総務部長の答弁では、監査請求をしている状況だということで、まだその中身について出てこないから、まだ時間のかかるような話です。仮に12月定例議会までにその判断が出たとき、経済部から予算要求が出た、地元の要望として。そこに市長がこれを補正予算に出すのか出さないのか判断をしなければいけません。これ市長で答えてください、どうするのか。出すとしたとき、財源は何をもって財源として補正予算に出す場合、その財源をどういうふうにするのかということについても明快に答えてください。

それから、私思うのは、この不正受給問題が起った後の市長の政治活動といいますか、そういうものについて、ちょっと疑問点というのかな、疑問に感じております。実は、もう調査も終えました、最終報告できました。そして、宮古島市としては、再発防止策も国、県に出しました。ですから、国、県から返還を求められたら、素直にその返還にも応じますという姿勢、この姿勢はこれ当然なことだと思うですが、そういうことがあっても、今当局のほうも、議員我々もその未執行事業については、一般財源でやるべきだという認識でいること自体が僕はおかしいと思うんですよね。すべての責任はりますと、国に対しても県に対してもやります。しかし、再度この事業については、補助金を適用してくださいというふうな要請行動が本来起こり得るべきだと思うんですが、そしてそれがたとえ認められないとしても、市長がその行動をすればですね、各議員、各会派、そこには県議もいれば国会議員もいるわけですから、そういった上位の先生方にお願いしながら、県と国に議会サイドとしてもですね、ぜひともこの事業について再度補助金の適用を認めてくださいという要請もできるんですよ。ところが、市長が全く行動を起こさないと何にもできません。ですから、その辺どういう考えを持って行動を起こさないのか、そのことについてもお答えをいただきたいと思います。

◎議長（下地 智君）

本日の会議は、議事の都合上あらかじめこれを延長いたします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

補助金については、事業者の資金を回収して当たりたいということは前の議会でもお答えしていますので、そのように考えております。

また、未執行工事の執行についてですけども、これは今回の問題が片づかないと、県や国にもう一度出してくれということは言えませんので、今回の問題しっかり片づけてから対応したいと思っております。

未執行事業については、国、県からの指導がまだ来ておりませんし、また現在監査請求をいたしております状況でございますので、これについては、しっかりと国、県の指導を受け、そして監査の結果を見て、対応していきたいと考えております。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、この支出負担行為が仮に4月またがってなされた場合でも可能かどうかと、明快にということでですが、先程も申し上げましたように、これは可能です。

ちなみに、ですから契約締結、つまり契約書と支出負担行為は普通一緒にやるんですけども、それがこういう形ですれています。これはですね、先程も申し上げましたように、契約日を起点にして遡及していくという形になります。変則的で、確かにわかりにくいかもしれません、これは可能であるということで処理しております。

ちなみに、県の会計課にもいろいろアドバイスをいただきまして、財務規則の違反ぎみなところはあるが……

（「違反は違反であり、違反ぎみってどういうことです
か。違反にぎみって、そういうことはあるんですか。
これは訂正してくださいよ」の声あり）

◎総務部長（宮川耕次君）

その財務規則に違反しているが、対外的には有効であるという、一応アドバイスを受けているところです。

（「市長の答弁が漏れている部分があります。財源の確
保もされないまま、補正予算を計上するんですか、
議会に補正予算として提出するんですかという部分
について答えています」の声あり）

◎市長（伊志嶺 亮君）

前の議会から言っておりますけれども、市民に負担を与えないという姿勢は今でも変わりません。ですから、きっちりと国や県からの指導があれば、それらを通じて補助金を返還して、それについては業者から資金を回収して、そして充てて、足りない分については、また考えてまいりたいと考えております。

◎新里 聰君

どうも答弁が明確でなくて、聞いているほうが迷います。

まず、総務部長のほうに、県の会計課に聞いたら、財務規則には違反しているんですけども、対外的には有効であると県の会計課がそういう判断というのかな、助言というのかな、それされているんですか。総務部長に伺いたい。3月31日に私は出張します。4月1日までの出張です。さて、支出負担行為はどうするんですか、教えてください。工事であろうと何であろうと、年度を区切るということは日本の単年度予算主義の原則ですよ。教えてください。3月31日に私は出張、私だけじゃなくて職員が出張しますよ、本人でもいいですよ。4月1日に帰ってきます。この旅費の支出負担行為、どういう形でやるんですか。

事業は旧年度、いわゆる3月31日に属する事業について、3月31日と4月1日と2日またがっていきます。どういう会計処理するんですか、答えてください。

市長ですね、答弁がどうも市民に負担かけない、もう既に市民に負担かかっているんですよ。受益者ニーズが出ないんです。ですから、担当部も議員も全員地元の要望どおり、早目にその工事を進めたいと思っているのはみんな一緒なんですよ。ただ、その工事に係る費用について、市が、当局が違法行為でやった責任、違法行為でやったために、その工事が行われていない。それをやるために事業しなければいけません。その財源、どうするんですかと聞いているんです。その財源の確保というものをめどがなくて、その事業についての予算を計上して議会に出すんですかと。12月にしろ、来年3月にせよ、本来ならば12月待たずしても、今月中においてでも早目に、一日でも早く予算出してやるべきですよ。ただ、ネックは、その財源をどうするかと。

そして、この事業、例えば補正予算で通しました。財源をうやむやにしながらやりました。地元農家はですね、それはもう今までやるべきことがされたわけだから、当たり前のことというふうにしか感じませんわね。ただ、残った市民はどういうふうに考えるんですか。別の費目に使われるべき3,800万円余、今から委託もするというわけですから、4,000万円余の金が、別の費目に使われるべきものですよ、市の当局の不正行為によって、そこに持っていくから、別に公共のサービスに使われる部分をそこに持っていくわけですから、じゃ残りの市民に、これ負担はかかるないんですか。そのところも考えて答弁をしていただきたいと思います。総務部長、その答えと市長にやっぱり明快に、市民に負担をかけないというのはどういう意味なのか、予算を計上するとき、財源確保はどうするのか、その点をお聞きして、私の質疑は終わりたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

受益農家が一日も早く所定の仕事ができるように、きっちりとこれについては一般財源を使わせていただいて、対処して、そしてその分については、もし仮に市民が負担すべきものが生じたら、それについては、これから考えてやりますと申し上げました。

（議員の声あり）

◎議長（下地 智君）

ほかに質疑ございませんか。

（「総務部長がまだ答えていないよ」の声あり）

◎総務部長（宮川耕次君）

3月に出張して4月に帰った場合、支出負担、どこの年度の所属になるのかというご質問でございます。これは、またがっていましてですね、規則においてはですね、旅費に関しては、これは報償、旅費、いろいろ契約工事と分かれていますが、一応支出決定のときということがあります。ですから、支出決定といいますのは旅費を例えば精算払いとか概算払いという形でケースによっても違うんですが、例えば4月以後から精算払いをやるか、それとも概算払いをやるかによっても、要するに支出決定するときがその所属年度になろうかと思います。

（「答えになっていないけど……」の声あり）

（議員の声あり）

◎池間健榮君

市長、副市長、この再発防止策ですよね、私は法令、条例にのっとって財務規則、これにのっとって全部仕事を処理されているんです。法律、条例は職員は知っているんです。だから、法令、財務規則にのっとって、契約の履行を確保するために、担当課じゃなくて財政課の検査係が検査をして完成報告をしてあるんです。何もこんなことは国に提出する資料としてやっているわけあって、私が申し上げるとすればですね、うそをつかないことなんです。うそをつかないこと、上司に対してうそをつかない、終わっていないのに終わっていますと、早く終わりなさいねと。しかし、もう検査は県に出しましょうねと、これはちゃんと規則、法令を守らないといけないから、うそをついたんですよ。こんなのは、かわいそうですよ、職員が。そういう観点から、ちょっとお聞きをしたいんですけども、この報告書の中に結果的には工事がされないまま支払いがされているが、前経済部長と委任状の話をされていると思うが、パイナガマの2,100万円を現経済部長に約束されているが、その部分については、いわゆる今不当利得ですよね。返還を求めていくことになるって施工業者と約束してあるんですよ。債権、債務というのは、当然宮古島市と施工業者です。そのように契約書もなっているし、以前は完成保証人がいました。今は、しっかりと保証協会が履行しない場合の担保はとっているんです。なぜその施工業者と資材屋とのやりとりを宮古島市がそこに返還するという法律をまず教えていただきたい。弁護士はどのような見解を示されているか、優先すべきは宮古島市ですよ。2,100万円でも足りないんですよ。パイナガマの残金、これから請求書来ると思います。この2,100万円でも足りないんですよ、まだ。法的にこの問題を弁護士がどういう見解されているか、どの法律に基づいて宮古島市がその材料に委任状を持ってきているという、どのような見解を弁護士が示しているのか、その点についてお願いします。

それと、市長ですね、これは監査請求されてあるんですけども、地方自治法に基づく、いわゆる職員の賠償責任、地方自治法第243条の2が定める賠償責任は当然今監査請求されていますよね。当然懲戒分限によって27名という決裁権者がいましたから、そのとおりに監査請求されています。最高責任者である市長及び副市長がですね、民法第709条の規定に基づいて、なぜそれは請求されないんですか、監査請求。なぜ職員は賠償責任は認めるのに、最高責任者である、そして市長を補佐、いわゆる職員を監督するという立場の副市長が、なぜみずからが賠償責任を民法に基づいて監査請求していないんですか、この理由を教えていただきたい。

◎市長（伊志嶺 亮君）

市長については、私が自分で考えて責任を持つということは前の議会から言っております。

（「議長、休憩」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時05分）

再開いたします。

（再開＝午後4時06分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

不勉強で、民法上、これができるということがわかりませんでしたので、もしそれができるんでしたら、

私も含めていたします。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

確かに宮原の工事金につきましては、2,100万円の委任状、前経済部長のほうで受け取ってございます。

ただ、この委任状につきましては、法的な拘束力が弱いということで、弁護士のほうとも協議する中でわかりましたので、じゃ例えれば例としてですね、第三者からの相殺があったときの対抗力、それを弁護士とは協議してきてています。それにつきましては、財務規則の第90条で相殺という条項がございますので、それを適用してですね、事業者から誓約書をとりまして、相殺の意思表示という文書をですね、相手の事業者の方に送ってございます。ですから、建設部といたしましては、当然宮原の整備につきましても気がかりではあるんですけど、パインガマの工事を完了させないと、またこれが補助金の返還問題にもつながるという懸念もあるところからですね、早目の手続を行って、債権の回収を早目にしてですね、宮原の過払いの代金に充てたいということで、相殺という手続をとっているところでございます。

◎池間健榮君

建設部長、これから残金の約2,100万円の請求書は、資材関係の業者から委任状が来ると。これは、いずれ会計課が支出命令したときに、その他の法令に反しないということで、今後それは会計課のほうでそれなりの手続がとられると思います。私は、ここでどなたの弁護士か私知りませんけども、後でそれも調査をしていただきたいと思います。私は、そういうことはあり得ません。今やるべきことは、まず不当利得をしてあるということについて、じゃ訴えの提起はいつやるのか、今不当利得している金員について、いつ返してもらえるのか、それをちょっと聞かせてください。

それと、市長、副市長、これは平成12年11月21日の監査請求の全国町村議長会の監査事務局の凡例ですよ。これも公共工事の予算執行に関する不適切な支出が生じたので、その事業の有無、そして賠償責任及び賠償額の決定を求めるという監査請求されたとき、監査事務局が職員については、建設課長、総務課長については、地方自治法の第243条の2に定める職員の賠償責任ということで、そしてこれは町村監査事務局の例題ですから、ここには町長、助役、法改正の前の収入役ですから、これは民法によって監査事務局が決定した事項です。これは、町長が55%、助役が20%、収入役が10%、建設課長が10%、総務課長が10%、一番最高責任者が上から負担が大きいんです。起案をする職員は、私が起案したのはどうですか、間違っていましたか、是非を定めるのが決裁ですから、よし、大丈夫ですよ、間違ひありません、間違ひありません、間違ひありませんで、最後は市長、副市長がやるわけです。そんなことはですね、市議会議員じゃなくてもわかりますよ、町村議員でも。勉強不足とおっしゃっていますでしょう。我々は、こういうことを調査資料を集めながら、皆さんには質疑をさせていただいているんですよ。

総務部長、こういうことは知らなかつたんですか、じゃ総務部長も。こういう監査実例というのは調べませんでしたか。だから、読み上げますけども、要するに長の予算を執行する権限は地方自治法第149条2の規定に基づいて、一番責任が重いのは市長、あなたなんです。だから、半分以上の55%は市長、あなたが負担するという勧告です、これ。副市長、地方自治法第167条において、副市長は市長を補佐し、その補助機関たる職員の担任する事務を監督する立場にあるから、決裁した以上は、副市長はそれなりのことで20%勧告できるんです。それから、収入役も継承されていましたので、副市長は30%ですよ、この勧告例からすればですよ。そして、起案した職員はですね、されていないんです。あの一職員が1年間の停

職をして、これから司直の手がどうなるかわかりませんけれども、皆さんのやっていることは障害のある職員をみずからは今後検討します、今後検討しますと言つて、親でもそんなことしませんよ、子供に対しては。何ですか、これは。こういうことをしっかりとわかるから、皆さんは地方自治法に基づいて監査請求しているじゃないですか。一番の宮古島市を牽引されているお二方がですね、我々は今後検討します、我々は今後検討しますじゃないんです。まず、今後の財源確保のためにも、この監査事例に基づいて速やかに民法上で監査事務局に市長、副市長の特別職の監査請求もする、その上で出処進退については、市長は以前の平良市長時代にも農業委員会の逮捕者を出しているんですよ。宮古島市になんでもこのようなことが起こるということは、私は市民が今市長を支えているんであれば、速やかに辞職して選挙をしてくださいよ。あなた方がもう一度この宮古島市のトップとして君臨するんであれば、辞職して選挙をしてください。それが、政治の常道ですよ。総務部長、私の質問に答えて、答えたたら、もうあとは私は終わりますから。

◎総務部長（宮川耕次君）

特別職は自治法に基づく職員の賠償責任にはちょっと該当しません。それで、議員のおっしゃりますように、民法のほうで自治法は適用されませんので、民法に該当するということを調べた結果、そのように認識しておりますが、ただ市長、副市長のそれを監査委員に請求できるかどうかにつきましては、ちょっと私も勉強不足で、現在調べているところです。

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時16分）

再開いたします。

（再開＝午後4時16分）

ほかに質疑ございませんか。

◎池間雅昭君

質疑いたします。

私は、これは市長のほうから再発防止策が出されております。一連の不祥事は、いわゆる決裁権を持っている方々が、この決裁の重要性について全く無頓着だったか、あるいは無責任であったか、これが引き起こした一連の不祥事の原因だと思うんですよ。まず1点、市長、これについてお考えを示してください。

今、同僚議員にもあったように、起案者はこれでいいですか、これでいいですかということで決裁受けられるわけですね。上司が、はいこれで結構ですよ、正しいですよと、法令もちゃんと守っていますよということですが皆さん、決裁するんじゃないですか。そうしておきながら、一起案者にすべて責任を負わすようなやり方、これはいかがですか、市長、2点目答えてください。

やはり決裁をする人々が責任感を持ってこの仕事についてどうなっているのかということを聞きながら決裁をしていく、そうすれば一連の不祥事は私は起こらなかったと思うんです。ですから市長、これは決裁権について何たるかというのを本当にみんな認識すればこのような不祥事は私はなかつたと思います。まず、そこから認識をしていただきたい、答えてください。

それと、監査請求したとおっしゃっています。これは、私は恐らく監査委員会に対する丸投げだと思う

んです、責任の。何をもとにして監査委員会は監査するんですか。返還額もわからないでしょう、そして、まだ未執行の事業についての予算額もわかりません。この補助金の返還額がわかって、そして事業の執行が先程来事業費わかって、初めてこれらをだれが負担するかという段階じゃないと、どういうふうにはじき出すんですか、数字を。あるいはパーセントではじき出してほしいということがあるかもしれません。これは、できるかもしれません。しかし、市長がおっしゃるように、まだ返還額も決まっていない、そして未執行の事業についても決まっていない、だれが負担するかも決まっていない、こういう条件の中で、自分の責任転嫁するように監査委員会に丸投げをする、やめてほしい市長の政治姿勢そのものですよ、責任転嫁。市長が監査委員だったらできますか、監査は。何をもとにして査定しますか、市長。答えてください。あなたが監査委員でしたら、どういうふうにして監査するんですか、これについて。

それとですね、私はこの未執行の事業部門については、当然事業執行しなければならない立場があります。ただですね、国に返還する補助金、未執行の事業に対する事業費、だれが負担するかが問題なんですよ。市長は、市民に迷惑をかけないというふうにおっしゃっておりますけれども、既に迷惑がかかっている。そのために、県や国に出張して出さなければいけない、旅費を使う、いろんな労力も使っているじゃないですか、時間も。既に市民に対して負担かけているんですよ、何を言っているんですか。これは、上野の問題と一緒にですよ。市民に既に負担をかけていながら、迷惑かけていながら、かけていないとしゃあしゃあと言っているみたいで、市長の政治力やスタンスはいけないと思います。既に負担かけているじゃないですか。

そこで、はっきりとお伺いしたい。ただ、さきの定例会では4,200万円を事務費を含めて国に返還していかなければならない部分が出てくるというふうな答弁をいただいている。そうしますと、まだ未執行部分の事業費も大体それぐらいか、それ以上と見なければなりません。合計して八千四、五百万円の金が必要なんですよ。この金がどこから流出されるんですか、市長。8,000万円のお金をどこでどのようにして捻出されるおつもりですか、これについてしっかりとご答弁を願いたい。

それと、もう一点は、業者の方と話をしてといふんだけども、いつどのような形で構成されたんですか。たとえ約束していても、法的な手続を踏まなければ相手が払いません、あるいは破産とかでそういう手続をとった際には、皆さん、どう対処されるんですか。だから、まず一番にやることは、債権、債務が生じているわけですから、これを少なくともパインガマの残金については差し押さえ、この残金から資材代とか、もろもろのものを差し引いたものをとろうなんていうのはふざけるんじゃないですよ。市長の答弁も違うんじゃないですか、これまでの答弁と。全額差し押さえます。債権として、私はそれがまさに市民に負担をかけない、迷惑をかけないという、とるべき行為だと思いますが、市長いかがですか、これもお答えいただきたいというふうに思っております。

やはり一番大事なことはですね、行政のミスによって、違法な行政行為によって、今この問題が発生しているわけです。これについて、市民生活の向上、福祉の向上のために使われるべき財源を市長、あなたの失政によって、別のところに回すということ、これ断じて許されない。だから、これらの金をすべて市長を中心にして関係者で負担をしてもらいたいと私は思っているんですけども、これについてのご見解も賜りたい、お願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

決裁をすることの重要性については、よく認識しておりますので、それなりの責任をとりたいと思っております。

また、これから市民に緊急避難的にいろいろ迷惑かけますけども、それを最小限にするように努力をしてまいりたいと思っております。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

パイナガマの工事金の回収につきましては、そもそもの状況から判断しまして、早急に回収する必要があるという判断を私どもはしてございます。ですから、そういったことを踏まえまして、弁護士と相談しましてですね、早目に回収ができる相殺という手続をとってございます。ですから、工事は完了してございますので、債権が早目に回収できるように、今後担当課としてはですね、やっていきたいと考えてございます。

（「だから部長、これ相殺額は幾らかと聞いているんだよ」の声あり）

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

額につきましては、新里議員のご質問でもお答えしたとおり、いろんな方がこの放送を見ていると思いますので、額については、ちょっとご遠慮させていただきたいと思います。

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時26分）

再開いたします。

（再開＝午後4時27分）

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

パイナガマの整備工事につきましては、私どもとしては工事を完了させる義務がございます。パイナガマの工事が完了しないとなると、これもまた新たな補助金返還という事態が生じることになるかもしれませんので、とりあえず工事を完成してもらってですね、うちのほうとしても補助金の請求を国に行っていくという、からの手続をやっていきたいと考えております。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時27分）

再開いたします。

（再開＝午後4時28分）

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

この相殺の手法につきましては、弁護士と協議の上、早目に債権が回収できる手続ということで、相殺という方法をとらせてもらいます。当然工事代金2,100万円余りの中からパイナガマの整備にかかわった資金、原資のほうは引きまして、残りの分を相殺という形でやるということです。

（議員の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時28分）

再開いたします。

（再開＝午後4時30分）

◎総務部長（宮川耕次君）

補助金返還請求もなされていない中で、監査請求は早いんじゃないいか、丸投げではないかというご質問でございますが、これはいろいろ私たちもアドバイスいただいたり、あるいはいろんな協議をしたりして判断した結果ですが、これはある程度早期解決のためには、やはり10月の時点で損害責任があるかどうか、賠償責任があるかどうかを有無ということで、まずこれが1つです。

もう一つは、賠償額の確定なんですが、大きく言って2つありますが、初めての監査請求という事態に直面しまして、やはりそういった調査を監査委員と事前に話し合いしまして、その返還請求はまだなされていないと。その時点では、また届いた時点で改めてこれについては協議といいましょうか、資料を提供してやっていきたいという申し入れをしてから、一応請求したいきさつがございますので、そういう点で、確かに多々ふなれなことではあります、やはりその都度その都度しっかり協議をして、またお願いすることはお願いして、これからもやっていきたいというふうに、このように考えております。

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時32分）

再開いたします。

（再開＝午後4時32分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

先程も答弁しましたけど、決裁の重さはそれぞれあると思っております。

（「より責任が重いのはどちらですかと聞いているの、
私は。上司ですか、部下ですかと聞いているんですよ」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時34分）

再開いたします。

（再開＝午後4時35分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

前の議会でも答弁しましたけれども、これは国からの返還命令を受けてから、これについて業者から回収して、それで充てて、足りない分については、国賠法に基づいて求償権を使用して対応します。

（「だから、事業費分、未執行の事業費分は。未執行の
事業費分はだれが負担するんですか。これが一番聞

きたいんですよ。未執行の事業費分はだれが負担するのか聞いているんですよ」の声あり)

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 4 時35分）

再開いたします。

（再開＝午後 4 時37分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

もう一度申し上げます。さきの議会でも申し上げましたけれども、未執行分については、予算の編成上、一般財源を使わせていただきますけれども、これについては市に損害を与えるわけですから、市に損害を与えた分については、地方自治法あるいは刑法等でこれを回収できるようになっておりますので、どれが該当するかわかりませんけれども、市民に負担を与えないように回収していきたいと考えております。

（「刑法でいえば、損害賠償できないよ。民法でしかできない。刑法ができるんですか、損害賠償が」の声あり）

（「その責任の有無も監査委員に求めるんですか」の声あり）

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後 4 時37分）

再開いたします。

（再開＝午後 4 時37分）

◎池間雅昭君

市長、皆さん、根本に戻って考えてくださいよ。皆さんの違法行為がなければ、補助金返還ということもないし、そして単費でもって未執行事業を執行することもないんですよ。すべて原因は皆さんにあるんです、市民じゃないです。皆さんが悪いとしても、税金で給料もらっているんですよ、市民の税金で。そういう立場の方々が、自分の行政行為によって、違法な行政行為によって生じたことについて責任の所在もはっきりしない、これで市民が納得すると思いますか。皆さんの違法行為によって、八千四、五百万円の無駄なお金を市民が払わなければならないんですよ。言ったように、未執行の事業分についても本来ならば他の部門において、市民の生活福祉の向上のために使用されるべき財源なんです。これを皆さんの不手際によって生じたことが原因で、一般財源を使わせてもらいます。だから、一般財源を使わせてもらうならば、その手当はだれが負担するかというんですよ。私は全額、市長を初めとした関係者が負担すべきだと思っているんです。一円たりとも市民に損害を与えることがあってはいけないと思うんです。市長、いかがですか。

それと、工事の詳細の件です。今さらパイナガマの土地代金の支払いについても、まさに手続ミスを犯

しているじゃないですか。9,800万円の委任状が来たからといって毎月毎月払う。3日で決裁して、その上に600万円の市税の滞納があって、それを担当課が差し押さえしているにもかかわらず、当時の総務部長が握りつぶして、結果として、これも取れなくて滞納税になっているんじゃないですか。優先されるべきは、行政、地方自治体の債権なんです。そのときに、勉強をされているんじゃないですか、皆さん。地方税法ということで。だから、債権と債務が自治体と、あるいは会社でもいい、個人でもいい、発生した場合、やはり地方自治体の方が優先されるべきではないですか。そして、池間健榮議員の言葉じゃないけども、皆さんには契約を結ぶ際には、工事を完了するに当たっては保証会社と契約結ばれているんでしょう。だから、この資材代だとそういったものは保証会社が出せばいいですよ、できなければ。何で市が資材代払わなきゃいけないんですか。できなければ、保証会社が事業を完成するんでしょう、そのための契約じゃないですか。契約した施工業者が工事を完成できないための保証人として、保証会社があるんでしょう。その方々が工事を完成させるんでしょう、そのための契約じゃないですか。

(議員の声あり)

だから、これははっきり言って2,100万円でも足りません、もらった金額に。その辺の諸経費、資材代全部差し引いたもので、相殺費用なんて、市長、あなたの立場はどこに立っているんですか。市民の立場に立っているんならば、今残っている2,100万を差し押さえて、それで相殺すべきですよ。

(議員の声あり)

◎議長（下地 智君）

静粛にしてください。

◎池間雅昭君

どうですか、市長、私の意見、2,100万円を差し押さえしてそれに相殺する、それが市民の立場に立った考えだと思いますが、市長いかがですか。

それと、監査請求、今みずからおっしゃったように、返還額も決まりません。未執行の事業まで決まっていない、何をどのようにして監査委員会は判断するんですか。市長、これ市長みずから答えてくださいよ、一部長が答えるものではない。市長が監査委員だったら、どういうふうに判断するんだと聞いているんだ。どう判断なされます、市長。何をもとにして判断するんですか。まず、その立場になって考えてみてくださいよ、自分だったらできるかどうか。そうしたら、答え一発でしょうが。私が監査委員だったら、はい、こういうふうに出されました、どういうふうなことで出しますと、これぐらいの気持ちがなければ、私はいけないと思いますよ。私、責任を転嫁することしか考えないような行政の仕方じゃだめだと思いますので、市長、もっともっと最高責任者として決裁権者として、もっともっと責任の重大さというものは持ってくださいよ。皆さんがそういう責任感を持った後で、部下は指導してください。何が部下が法令遵守ですか。それについて、市長、お考えをお聞かせください。

◎市長（伊志嶺 亮君）

部下の仕事について、監督責任は十分感じておりますので、しっかりと職員を督励しながら、これからも頑張っていきたいと思っております。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

工事の保証の方法が平成17年から変わってございまして、以前はそれぞれの連帯保証人という制度が設

けられております。その保証人制度がなくなりまして、かわりにですね、例えば保証金、契約保証金です。それから、手形、それから国債、こういったものを担保として自治体に納める制度が平成17年から始まつてございます。

今ご質問に出ています保証制度の件なんですけど、工事を保証する契約保証会社に関しましては、前払い金の保証事業制度というのがございます。法律の中で、公共工事の前払金保証事業に関する法律というのがございまして、この中でですね、請負業者がその工事を履行しなかった場合、前金払いの範囲内で、その債務を当該請負業者にかわって引き受けること、この条項が第2条の第2項の中ではうたわれてございます。ですから、契約を結びまして、当該請負業者が契約を履行しない場合には、契約の解除、つまり新たな契約をやりかえて、やってもらうという形になります。そうなった場合には、それ以上の期間と、つまりもう一度それから選定業者の選定、それから通知期間、そして現場説明、入札まで、これだけの期間と、また新たに設計書を組み直さないといけないという期間も必要になります。ですから、今回とさせていただいたのは、早目に宮古島市の債権を回収していくということで、弁護士と協議をした上で、そのような法律的な手続をとらせていただきました。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、監査請求ですが、これは賠償責任があるかどうか、そしてあるとすれば、損害額が幾らか、一人一人ということあります。ですから、これは自治法の定めによりまして、私たちは手続をしておりますが、これはまず市長は国の補助事業を受けて進めている宮原地区ほ場整備事業につきましては、平成15年度、平成18年度事業の一部が未執行にもかかわらず、県に実績報告をしまして、補助金の不正受給とともに工事代金が不正に支出された、そしてそれに伴って、調査報告が県から国に出されたところであります。国からの補助金返還は必至の状況であるという状況にかんがみまして、市長としてのそういう不正行為について、損害賠償責任があるかどうかについてと、その額についての請求をしているわけです。ですから、そういった事実を市長が把握、認識しまして、これを請求しているということであります。その事実を称する書類としましては、調査委員会の報告書ですとか、あるいはほ場整備工事に関する調書、調査委員会議事録、その平成15年度委託業務に関する関係書類、平成18年度の関係書類等々ですね、職員の名簿、年度ごとの職員の配置状況等々を一連の資料を添えまして、一応請求したということあります。もちろん資料の不足につきましては、今後もいろいろ提供し、またこの進め方、といったものについては、十分協議してまいりたいと、このように考えております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時51分）

再開いたします。

（再開＝午後5時25分）

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

宮古島市としましてはですね、請負業者に対しまして早目に債権が回収できるように、手続を進めていきたいと思っております。ですから、パインガマの工事代金についてもですね、経済部のほうから返還請

求も行っていることですから、相殺という形で事務の手続は進めていきたいと思っています。

◎池間雅昭君

これは市長、高度な政治的な判断が必要なんですよ。これは部長ぐらいの答弁じゃだめなんです、こういうのは本当は。市長が答弁しなければいけないです、こういう大事なことは。市長は、2,100万円残っているから、これを担保にしてやりますと、ずっと言ってきたんですよ、9月定例会。それが、ころころ変わって部長がここで発言をする。今の発言では、資材とかそういった下請とかのものをすべて払った残りをとると。3,800万円余りの債権があるわけですよね、この業者に対して宮古島市は。2,100万円でも足りないんですよ。そして、相殺というのは債権、債務で例えば100万円の債務だと、それを3,800万円のうち100万円といつたら、残りだと3,700万円残っていますよね、どう取るんですか、残りは。だから、こういった抵当権の場合でもそうですけども、まず債権の順位は地方自治体が優先的だということは皆さんご存じでしょう。何で元請会社と下請会社の金銭授受のことまで我々が関与しなきゃいけないんですか。宮古開発さんと下請会社の問題です。行政がかかわる問題じゃない。今、我々がやるべきことは、市民負担をなくすという市長の基本的な立場に立てばですよ、今ある2,100万円を全部差し押さえることですよ。それでも足りないんですよ。全部相殺できないんです。一体だれの立場に立って行政をやっているんですか、皆さんは。だから、速やかにこの残っている2,100万円を差し押さえる、それを業者の返還額に充てる、それをまだ3,800万円から2,100万円引いても1,700万円残っているわけですから、それをまたどういうふうにとるかですよ、業者から。そうじゃないですか。それが市民に負担をかけない、市民に損害をかけないということじゃないですか。市長、いかがですか。

さらに、補助金返還額がさきの議会では4,200万円かかるということで、大体事業費もそれぐらいかかるでしょう。私が一番今市長にお伺いしたいことは、八千四、五百万円のこれらのお金を市民に負担させるんですか、それとも市長を始めとした関係者、職員も含めて、皆さん方が負担するんですか、これが一番大事だと思うんですよ。私は、市長を始めとした関係者が負担するべきだと思っています。いかがですか、市長。これ当然じゃないですか。これが、市民に負担をさせない、損もさせないという考え方じゃないかと思うんですけど、いかがですか、市長。

それでですね、今の補助金返還額、幾らになるかわかりませんけども、多分これも補正組まんとならんでしょう、一般財源で組みますよね。あるいは未執行部分の事業についても補正組まんといかんでしょう、これで一般財源で組むと。我々はですね、まさに市長の失政のツケを市民に回していくと言っているんです。市長の失政のツケを市民に回してはいけない、それがこの議会の総意だと私は思っております。ですから、これから返還するお金についても事業執行する費用についても補正組むでしょう。その際、だれがその金を支払うんですか、負担するんですかというと、基本的に市長が明確にしなければ、私はその補正を組んではいけないと思います。これは市民が納得しない。だから、再度お伺いするんですけども、私はこの2,100万円は差し押さえておく、さらに残りについても市長を先頭にした関係者の皆さんが全額負担する、そういうふうな気持ちがあるのかどうかお聞かせ願いたい。そうじゃないと、私はこの問題はクリアできないと思います、市民は納得しない。余談だけども、8,000万円あれば国民健康保険税幾ら安くなりますか。そんな市民生活に直接大きく影響を与えるような金額をですよ、職員の不手際、市長の失政のために無駄な無駄遣いをするということは、これは絶対に私はいけないと思います。市長のご見解を

賜りたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

1つは、市長としては、パイナガマ工事は完成させなければなりませんので、これについては、完成で
きるように業者を督励してまいりたいと思っております。

（「完成しています……」の声あり）

◎市長（伊志嶺 亮君）

はい、わかりました。

それから、宮原問題については、市民に負担をかけないように、きっちりと業者に負担をさせて、足り
ない分は国賠法に基づいて求償権を使用して対応してまいります。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後5時33分）

再開いたします。

（再開＝午後5時33分）

◎市長（伊志嶺 亮君）

私が前に申し上げましたのは、パイナガマ工事費の代金を回収して、そして充てますと申し上げました。

◎議長（下地 智君）

ほかに質疑ございませんか。

◎眞榮城徳彦君

当局の答弁をお聞きしていると、堂々めぐりというか、わかりにくい部分が非常に大きく感じられる
ので、シンプルにお答えください。こちらもなるべくわかりやすいような質問をしますから。

建設部長、宮古島市の財務規則第90条、簡単に書かれているんですよ。各部長は、市の債権と市に対する
債権等を相殺しようとするときは、市長の決済を受けて相殺通知書を作成し、これを相手方に送付しな
ければならない、ただそれだけなんですよ。債権が発生するんです、宮古島市は。業者に対する債権が発
生しています。宮原地区の工事費支払い、池間雅昭議員からもありましたけど、3,800万円ぐらいですか、
れっきとした債権ですよ。だから、通知書を出してあるんでしょう。9月26日ですか、この回答はもらえ
ているんですか、業者からは。払いますという回答。

（「回答は要らない」の声あり）

要らない。

（「うちは意思表示だけすればいい」の声あり）

意思表示だけすればいい。じゃ、これは当然向こうは債務の発生を確認しているわけですね。払わなけ
ればならないということは、法的に政治姿勢……

◎議長（下地 智君）

一応質疑をしてから、後で答弁してください。質疑だけ。

◎眞榮城徳彦君

これは金額もありますか。

(「金額は……」の声あり)

◎議長（下地 智君）

済みません、ちゃんと質疑をまとめて……

◎眞榮城徳彦君

じゃ、私が質問しているから今答えなくていいですから。金額も、じゃ教えてください。請求金額はちゃんと送付しましたか。

それとですね、余計なことを言うから忘れたじゃないか、共産党が。さっき言った相殺の話なんですが、債権の。役所側としては、1対1の相殺ですから、債権の。その相手側の業者にその工事に関して、下請がいただの、それから資材代が幾らあったの、そんなことは関係ないんですよ。我々は我々の権利として請求しているわけですから、それは向こう相手方の事情ですから、今私が第90条、これに書いてあると言ったのはですね、1対1の相殺権なんですね。だから、これに一々課長なり部長なりが細かい説明要らないんです、議会では。2,100万円、雅昭議員もさっき言ったように全額抑えて、何が道義的にも法的にもおかしなことあるんですか、そういうことです。それをもう一回明確にお答えください。

それと、さっきから監査請求、監査請求と言っていますから、私は聞きますけど、何に基づいて監査請求をしているかといったら、総務部長、また怒られますから、今答えなくていいんですけど、地方自治法の第243条の2の第3項、「地方公共団体の長は、職員が同項に規定する行為によって当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない」とあります。

ところが、今回の事例は、宮原の事件の事例は、職員が金品を詐取したとか、そういう事実は認められていないわけです、まだ。今からどうなるかわかりませんけど、だけど、わいろを受けたとか、そういった事実はまだ出てきていない。市長の監査請求は、多分全体を100とした場合に、監査委員は一般職員しか損害賠償請求できませんから、監査はできませんから、特別職である市長と副市長、自治法においてはですよ、市長と副市長並びにそれと業者に対する請求、こういったものは監査事務局あるいは監査委員としてはタッチできないわけですね。部長以下の職員、この賠償額の決定、それと応分負担金の決定、これが求められていると思うんですよ。

総務部長に答えてもらえばいいんですけど、そのときにですね、市長と副市長が池間健榮議員から鋭く指摘があったように、これ全国の事例を引いてこれから勉強しなくちゃならないと思うんですけど、いつたい100としたときに総額が、どのくらい負担するのか、市長と副市長に勧告できるのは民法上しかできませんから、その前に自分たちで決めてくださいよ。だから、市長と副市長がまず決定をする、返還額をですよ。そして、業者から幾ら取れるか、それが決定をする、残った部分でこれを一般職員にどうやって応分負担を決めていくのか、一般職員はその義務があるのか、あるいは係長以上なのか、課長以上なのか、そういうことも自治法に照らし合わせてやっていかないといかないわけですから、アバウトな感じじゃだめんですよ、だから。総務部長にお聞きしたいのは、この辺をどのように皆さん、府議で決定をして、正式に市長名で監査請求をしたのか、雅昭議員もさっきから言っているように、まだ返還賠償額も決定さ

れていないのに、業者から幾らもらうのかも決定していないのに、どうやって監査するんですか、監査委員は。市長、副市長が幾ら負担するかもわかつていない。その辺の話し合いの合意というのは、ある程度できているんですか、基本ラインというのは。その辺をお聞かせください。

◎総務部長（宮川耕次君）

まず、確かにご指摘のとおり、業者からの不当利得と申しますか、そういうものの回収、返還ですね、それから市長、副市長のそういった民法適用のもので、そういうトータルで最終的にはトータルがないと、確かに額まで決定するのは、また困難な面もあるかもしれません、それは確かにそのとおりですが、今はそういった例えば加算金等という形で私たちは加算金などが発生するとか、そのほかにそういういろいろな要素があろうかと思いますが、そういう形で請求という形で、まず損害賠償の有無、そういうものの形であれして、その事態が進んで、例えば返還請求などがあって、額が決定し次第、またそれは追加で資料提供をしてという形で、事前に申し上げたつもりです。

それと、市長、副市長の件が先程の池間健榮議員の資料を今ちょっと途中なんですかけれども、これが監査あてに請求できるかどうかについて、もう少し私も調査、検討させていただきたいと思います。

ただ、監査請求については、第243条の2の第3項については、あくまでも一般職が対象になって、それは全員というふうに、かかわった方は一応対象にしているつもりです。

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

相殺の意思表示の通知ですが、9月の26日になされております。この金額についてなんですけど、経済部のほうから資料いただきまして、当市のほうが、宮古島市のほうが請負業者に対しまして約3,100万円の債権を有しているということを表示しまして、相手側にパインガマの公園整備事業の代金と残金と相殺しまして、その旨を通知してございます。

それから、その以前に請負業者のほうから相殺についての誓約書をいただいてございます。

（「それ何月何日ですか」の声あり）

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

日付はですね、9月の22日です。

（「いつまで。わからない」の声あり）

◎議長（下地 智君）

これは後で聞いて、一応答弁から……

（「はい、わかりました。休憩してから聞きますから」
の声あり）

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

それから、2,100万円全額差し押さえできないかという話が先程から何度も出されているんですけども、差し押さえするには裁判所の手続が必要となります。

ただ、この間ですね、別の第三者から差し押さえ命令が来た場合には対抗ができません。ですから、第三者に対抗するためには、早目に宮古島市の抱える債権を回収する必要がございますので、私どもとしては弁護士と協議してですね、相殺という手続が最も早いんじゃないかということで、その手続に沿って事務を完了して遂行していきたいと考えています。

(「議長、休憩お願ひします」の声あり)

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩=午後 5時46分)

再開いたします。

(再開=午後 5時47分)

◎眞榮城徳彦君

本気でとる気があるかどうか、本当に実際疑問に思っているんですけど、債権というのはれっきとした権利なんですよ。3,100万円ぐらいとアバウトに言って、経済部の決算がこれぐらいだろうと。じゃ、仮にですよ、ほ場整備、かん排事業を遂行するために幾らかかるかといったときに、これ以上出てきたらどうしますか、金額が。すべて業者の手によって終わっている事業が未執行のままなんですね。黙っていたら、何事もなく既に工事は完了しているはずなんですよ。3,100万円の請求しました、計算してみて設計してみたら、いざ工事を始めてみたら4,000万円かかりました、こんなアバウトなことでいいんですかと言っているんですよ。だから、行政が。

そして、あなたたちの債権回収にしても弁護士と協議をしてから、これからやります、すぐやってくださいよ。債権はこっちにあるんですから、そしてこっちが支払う側なんですから、2,100万円全部とれるじゃないですか。どうぞ裁判してくださいよ、受けて立ってください、向こうがやるんだったら。絶対勝ちますから。いや、それぐらいやって回収しますよと、何でこの業者に同情が必要なんですか。こんなことの事件起こした業者に対して、あなた方、いまだに向こうにも権利があるからとかいうんですか。宮古島市の債権行使してください、それと第90条にあるように、1対1の話し合いで相殺権というのは向こうの内部事情なんか関係ない、当たり前じゃないですか。何のために財務規則があるんですか、こうやって。相手の事情をかんがみてと1行もありませんよ。

それと、市長にもお聞きしますけど、国、県からの補助金返還の額が決まります。返還します、一般財源から使って返還するでしょう、暫定措置のような形で。市長、副市長の負担分、業者からの回収分、いろいろ決まってきます。それを返還しても、それは割合でもって賠償責任をみんなでとつていかなきゃならない。監査委員が決めた賠償額でもって、一般職員はそれなりに応分負担をしなきゃならない、これは決まりますね。次の段階で、市長は同僚議員からの質問に対して、もしこの未執行部分の未払いの事業を遂行するときは、また補正予算を組むなり、迷惑をかけるけども、とりあえずこれでお願いしてもらって、未執行部分を片づけて、そして後で処理は考えると言っています。そのときに、返還負担額の応分額がそのままスライドして、この事業に全部充てられると考えたほうがいいですか、それとも別のやり方を考えているんですか、それをちょっと市長、お聞かせください。

(「休憩お願ひします」の声あり)

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

(休憩=午後 5時51分)

再開いたします。

(再開=午後6時22分)

◎総務部長（宮川耕次君）

中身が非常に複雑な形になっておりますので、わかりやすく順序を踏まえて説明してみたいと思います。

まず、近く国から返還命令が下される予定となっておりますが、これは補助金適正化法違反の絡みでですね、そういう状況になっております。国への返還額が決まります。そして、国はいついつまで幾ら払うようにということで、これはもう問答無用の額になっておりますので、まず一般財源でこれを支払います。そして、これを同時に市は、この財源を確保するため、業者から返還を命じ、そして不正受給分を返してもらう。法定率としてですね、加算金、つまり罰金のことなんですが、これは法定率は業者に対しては普通5分と言われています。行政の場合は10.95%、もし業者からそういった加算金がまだ足りない状況になりますと、これ市の負担になります。

次に、それでも不足する分が発生した場合、今やっております監査委員に対する一定の意見を求め、そして一般職員が賠償に値するかどうかを判断してもらいます。それにちょっと先程から特別職の扱いで民法の適用ということなんですが、これも当然ここに入ってまいります。

次に、4番目として、今後の未執行事業につきましては、まずは市で一般財源あるいはまた補助事業がとれるかどうかはっきりしませんが、市の財源で行いますが、ただこれについての職員あるいは特別職の責任があるかどうか、これについても監査という機関で判断してもらうかどうかについてですね、これは検討課題なんですが、一応そういった形でもう少し検討しましてですね、研究調査しまして、これについては応分のそういった賠償責任がある場合はですね、市長が監査請求に関しては最終的に法律に基づいて損害賠償命令を下すという形に一応流れとしてはなります。

それで、業者にスライドするかというご質問については、基本的にはしないのではないかというふうに考えております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩=午後6時26分）

再開いたします。

（再開=午後6時27分）

◎総務部長（宮川耕次君）

業者に関してはですね、またそういった加算金などが一種の罰則金になりますて、こういう形でここで適用してですね、普通これ一般的な法的な解釈なんですが、基本的に今後の件はかかわりはないというふうに考えます。つまり不正受給した分と加算金、つまり罰金ですから罰則金ですので、そういう形で業者はとどまるのではないかというふうに考えます。

それから、損害賠償額については、職員については、当然一人一人それぞれの判断が出ますので、それが基本になってですね、例えばもしこれは仮定の話なんですけど、何らかの責任が次の新たな事業にこれは責任が一定程度あるという判断が出た時点では、ある程度スライドはされていくものだと思います、職員に関してはですね。特別職などについては、ちょっと今は判断ができません。

◎眞榮城徳彦君

今非常にデリケートな部分だと思いますから、部長。お互い注意して、質問する側も答える側もやってもらいたいと思うんですけども、つまり補助金返還額を100としたときに、一番最初に決まるのは業者の返還額ですよね。それを引いた残りをまず市長、副市長に負担額を決めてもらって、残りの部分を一般職員で応分負担をするのかしないのか、22名ですか、この人たち全部にこの負担額を押しつけてというか、割り振っていくのかという問題もありますね、現実問題として。

仮にですね、今池間健榮議員が先程いい事例を示してもらいましたとおり、大体負担額のパーセンテージが、割合が示されたんですけども、仮にこれが加算金があって、いろいろあって、例えば4,000万円ぐらいと試算した市の試算が大幅にあって違うと、国側の例もありますから、安閑としていられないと思うんですよ、現実問題として。幾らあるかは戦々恐々としている状況なんですけども、仮に返還額が8,000万円としたときに、職員1人が5%といったときに、400万円なんですよ。全体の5%といったら小さいみたいな感覚かもしれないけど、実際400万円という大金なんですね、職員にとっては。死活問題なんですよ。仮に部長クラス、最高で5%としても、部長さんにしたって400万円負担というのはこれは大きいと思うんですよ。ましてや、だんだん下がってきて、例えば1%だ、2%だという話になってしまって、2%でも8,000万だと160万円なんですよ。これは、監査請求と簡単におっしゃいますけども、これを監査委員の皆さん決めてくださいと、これは自治法にもうたわれているからやらなきゃいけないですよ。ただ、いついつまでにできるでしょうとか、さっきの市長の答弁みたいに、12月議会に間に合えば、監査事務局からの答申があれば、それに基づいて判断していきましょうという答弁がありました。私、とんでもないと思うんですよ。市長、副市長はいいですよ、業者の方もいいです。職員の皆さんのが負担額を決定されるときに、果たしてどんな気持ちになるのか、そしてそれを決定していく監査委員も物すごく責任を感じて、これはもう大変な思いして答申しなきゃならないと思うんです。できるだけそういった職員にも、それから自分のことを言うのも何ですけど、監査委員にもですね、余りにも投げて、市長の政治判断とかいろんなものが出る前にですね、こういった監査請求を何も資料もそろっていない、まだ返還額も決定されていない、こんなときに、これじゃとてもできませんよと、自治法の内容に基づく監査はできませんと仮に言ったとしても、いや、下調べですから、準備ですからと、こんな監査請求はないです。これは市長が監査を請求するということは、大変なこれは公的な命令ですから、これに答申するためには、文書でもって、いや、無理ですというか、少し延ばしてくださいというか、猶予期間をもうちょっと下さいというか、多分そうだと思うんですよ。資料をこんなに山のようにもってこられて、これが今までの調査資料ですか資料ですと言ったって、これは健榮議員もさっき少しおっしゃっていたように、こんなのは全国的に事例もないんですよ、ほとんど。我々が幾ら調べたって、こんな事例はありませんというふうに返ってくるんですね、恐らく。だから、慎重に応分負担額を、パーセンテージを一般職員のどの程度まで求めていくのか、そういったことがこれからの大変な作業になりますから、総務部長、監査委員に聞いてくださいじゃ困るんですよ、だから。私は投げましたから、あとは監査委員の答申待っているだけです、それじゃ困るんですよ。私が質問したことにも、この答えを出すまでに何十分かかりましたか。ふだんからそういう話し合いをしていないから、危機感がないから、こうやって質問が出るたんびに、それは行き当たりばったりでおろおろするだけでしょう。そういうのは序議とかいろんな執行機関でもってこういったもの、大問題、大事件

が起きているときはですね、対処法、解決法をふだんから話し合って、意思の疎通をしておくべきではないんですか。こういう質問が出たからどうしよう、ああしよう、こういう見解はどうしよう、私はそれじゃ当局として余り情けないと思うんですけど。

それで、最後に1つだけ、建設部長にお聞きしたいんですけど、相殺権の話なんんですけど、いろいろ調べてみると、相殺という言葉にはいろいろあってですね、私が言っている相殺というのはあくまでも宮古島市の財務規則に載っている第90条の債権対債権の相殺権のことですから、債権と債務があって200万円払ったら、すべて債権と債務がチャラになるという、そういう解釈じゃダメですよ。同額債権の相殺じゃないと、私が言っているのは債権、債務じゃないんですから、債権、債権、債権同士の相殺権なんですから、これは確認しておきます。だから、答弁してください。例えば3,100万円請求しました、パインガマ工事から2,100万円もらいました、残り1,000万円です。この債権は宮古島市が持っていますと、それちゃんと確認をさせてください。

総務部長、悪いんですけど、市長がいいですね。スライド、職員の。じゃ、業者が抜けました、パインガマの追加工事、かん排工事に関してですね、業者にはもう責任はない、そうしたら三千何百万円の工事費は残りますよ、これ一般会計から支出がどうかは議会の決断にかかっているんですけども、仮に議会が認めたとして追加工事費が出ます、3,000万円なら3,000万円、4,000万円なら4,000万円出ます。そのときに、もう業者はいません。だれが負担するんですか。そのスライドのことを言っているんですよ、私は。また新たに職員に負担をさせて、そしてその賠償責任についても監査委員に対して監査の要求をしていくと。自治法ではそうかもしれないんですけども、そういうことをやるつもりですかと、スライドしますかということを聞いているんですから、これを業者がいないんだったら、業者がいない分、新たなパーセンテージを設けてスライドしてこの4,000万円を捻出しますというかどうか、その辺をお聞かせください、最後に。

◎市長（伊志嶺 亮君）

新たな工事についての、今監査委員にお願いしているのは、賠償責任があるかないかということと、返還賠償額の両方です。まず、判断していただきたいのは、賠償責任があるかないかという判断をしていただき、また返還額が決定してから賠償額については話し合いをしていきたいと思っております。そして、業者が仮にこの新しい工事について、全く責任がないという判断があって、業者が抜けた場合には、職員に負担がかからないように、きっちりとした額をまた監査委員に申し上げて、職員に余り負担がかからないようなパーセンテージでやっていければと思っております。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（下地 智君）

休憩いたします。

（休憩＝午後6時38分）

再開いたします。

（再開＝午後6時40分）

◎建設部長兼地域戦略局長（與那嶺 大君）

相殺の意思表示の中での約3,100万円という金額なんんですけど、これこの時点でですね、通知の時点での

まず過払い金の最終金額が確定していないということで、約という債権の金額を表示してございます。当然パインガマの整備工事費の残金と相殺した残りの金額につきましては、最終金額が確定した段階で担当部の経済部のほうから請負業者のほうには改めて返還請求がいくものだと思います。残りの債権については、やはり宮古島市の債権ですから、私どもとしても何とか早急に回収できるように、建設部としてもお手伝いをしていきたいと考えています。早目にパインガマの工事金の残額が債権として回収できるように、建設部としても頑張っていきたいと思います。

◎議長（下地 智君）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

これにて質疑を終結いたします。

よって、宮原地区ほ場整備工事に係る不正行為に関する調査委員会報告書の提出と説明及び再発防止策について説明を求め、関連した質疑を行う動議を終結いたします。

今臨時会で議決されました議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（下地 智君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本臨時会に付議された案件の審議は、これを全部終了いたしました。

よって、平成20年第11回宮古島市議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

（閉会＝午後6時43分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成20年11月18日

宮古島市議会

議長 下地 智

議員 棚原芳樹

〃 池間健榮